

# 伊達市地域材利用推進方針

伊達市地域材利用推進方針（以下「方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。

## 第1 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

建築物等での木材利用の促進は、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図るうえで重要であるとともに、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、SDGsの達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りによるリラックス効果や集中力を高めるなど、心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、様々な建築物に利用することで快適な生活空間の形成に貢献するものである。

これらのことから、建築物等については可能な限り木造化、内装等の木質化（注）、各種製品の原材料及びエネルギー源など、以下の事項に沿って多様な分野における地域材の利用の促進に取り組むものとする。

### 1 地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

#### (1) 市による取組

市は、自ら率先して、その整備する建築物等における地域材の利用に努めるとともに、関係機関と連携しながら地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

#### (2) 事業者による取組

建築物等を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、市が実施する地域材の利用の促進に関する施策及び建築物等における地域材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

#### (3) 市民による取組

市民は、地域材の利用の促進に自ら努めるとともに、市が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 2 関係者相互の連携及び協力

市、建築物等を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は1の各主体の取組の実施に当たり、本方針に基づき、適切な役割

分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### 3 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、市が講ずる関連施策に協力しつつ、伊達市森林整備計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに合法性等の証明された地域材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物等を整備する者は、その整備する建築物等において地域材を利用するに当たっては、市民の安全と安心を確保する観点から森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されている J A S 製品の使用に努めるものとする。

(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## 第2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### (1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、市職員住宅等が含まれる。

#### (2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館等)、地域コミュニティ施設、公共交通機関の旅客施設の建築物等が含まれる。

### 2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

#### (1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第2の3の積極的に地域材の利用

を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、公共建築物における地域材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるものとする。

#### (2) 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用を努めるものとする。

#### (3) 木質バイオマスの利用の促進

公共建築物への木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理、施設の利用状況に適しているかなどを考慮しつつ、その促進を図るものとする。

### 3 積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、進展の見られる木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第2の1の地域材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

## 第3 市が整備する公共建築物における地域材の利用の推進

市が整備する公共建築物の木造化・木質化等は以下により推進するものとする。

### 1 木造化の推進

市が整備する公共建築物のうち、第2の3の積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物については、コストや技術の面で困難であるものを除き、原則として木造化を図るものとする。

### 2 木質化の推進

市が整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化に努めるものとするが、関係法令等で制限がある場合はこの限りではない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、地域材を原材料とする製品の確保が困難な場合はこの限りではない。

### 3 木質家具等の導入の推進

市の公共建築物において導入する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

### 4 グリーン購入の推進

市の公共建築物において導入する地域材製品については、北海道が定める「北海道グリーン購入基本方針（平成13年8月6日施行）」に基づき毎年度定める「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たす製品の購入に努めるものとする。

## 5 木質バイオマスの利用の促進

市の公共建築物において導入する木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーについては、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理及び利用状況に適しているかなどを考慮しつつ、その促進を図るものとする。

## 第4 建築物等の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

### 1 地域材の安定的な供給の確保

建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、CLT等の新たな木質部材の低コスト化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、市は、これら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

### 2 建築物等の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性・耐久性に優れる等の品質・性能の高い木質部材や土木用資材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、市は、北海道や試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進を図るとともに、必要に応じ、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

## 第5 建築物以外での地域材の利用の促進

市は、工作物等での地域材の率先的な利用を促進するものとする。

### 1 農畜産分野での地域材の利用の促進

農業は本市の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、畜舎やエゾシカ侵入防止柵などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

## 第6 その他必要事項

### 1 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、整備コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用

に努めるものとする。

## 2 市の建築物等における地域材の利用の推進体制

市の建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、庁内関係課が連携を密にして取組を推進するものとする。

**附 則**（平成24年3月30日制定）

この方針は、平成24年4月2日から施行する。

**附 則**（令和5年5月25日改正）

この方針は、令和5年6月1日から施行する。

(参考)

地域材を利用できる主な施設等（公共建築物）

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）				木材の使用条件
	3,000㎡以下		3,000㎡超		
	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超		【各建築物共通】	
	2階建て以下	3階建て			
学校	3階建て以下のものは、木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。	3階建て以下のものは、延焼を防止する防火壁等で有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ3,000㎡以内とする措置や、必要な防火措置を行い木造とする。	次の全ての条件を満たすこと。 ①合法性又は持続可能性が証明された木材 ②地域材（北海道内の森林から産出され、道内で加工されたことが証明された木材） ③JAS製品 ただし、道内に加工施設がなく地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合や特殊な用途に用いる製品を必要とする場合等はこの限りでない。
保健福祉施設 （児童福祉施設等）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	—	※2階建て以下で、2階部分が200㎡未満のものに限る。	
医療施設 （病院、診療所等）	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	※2階建て以下のものに限る。	
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	※2階建て以下のものに限る。	
運動施設 （体育館等）	3階建て以下のものは、木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。		
社会教育施設 （図書館等）	3階建て以下のものは、木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階建てのものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。		
集会場	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、木造とする。	客席が200㎡未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。	—	※2階建て以下で客席が200㎡未満のものに限る。	
市営住宅 職員住宅	3階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。			
庁舎等	3階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。		
宿泊施設 （研修宿泊所等）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	—	※2階建て以下のものに限る。	
倉庫	3階建て以下で3階部分の床面積の合計が200㎡未満のものは、木造（1,500㎡以上のものは準耐火建築物）とする。			※3階部分は200㎡未満のものに限る。	

- 第6の1（再掲） 本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。
- 建築基準法に基づく所定の防火措置を講じるものとする。
- 建築物の規模のうち3,000㎡超の取扱いは各建築物共通とし、建築物の用途によって取扱いが異なる部分は斜体の文字で示すとおりとする。